



(B類疾病)定期予防接種のご案内

【個人の発病またはその重症化予防を目的とします。対象者本人が接種を希望する場合に実施されます。】

予防接種法に基づく予防接種です。定められた対象年齢、接種期間内での接種は、一部公費負担となります。健康被害が発生した場合は、国による予防接種健康被害救済制度の対象となります。

ただし、定められた対象年齢、接種期間以外での接種は任意接種となり、接種費用はすべてご本人負担となります。

予防接種の種類	回数	対象者	平成30年度の実施期間	自己負担額
高齢者肺炎球菌	1回	① 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(身体障害者手帳1級程度)をお持ちの方 ② 平成26年度～平成30年度の間は、毎年度指定された生年月日の方が定期接種の対象となります。(平成30年度は下記の表の方が対象者です) ※既に任意で23価肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方は対象となりません。	平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)	4,000円 ※生活保護世帯は無料

※生活保護世帯の方は、診療依頼書などを提出することにより、接種費用が無料となります。
※高齢者インフルエンザの予防接種開始日は、10月1日(月)を予定しています。詳しくは、広報うみ9月号でお知らせする予定です。

平成30年度 高齢者肺炎球菌予防接種の対象となる生年月日

65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ	85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ	90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれ
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ	95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ	100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日生まれ

定期予防接種 実施医療機関(町内)(平成30年4月1日現在)

各種予防接種を接種可能な委託医療機関を掲載します。事前に医療機関に、診療日時や予約の有無などをご確認ください。予防接種の効果や接種後の副反応などについては、医師から説明を受け、十分に理解したうえで接種を受けてください。

医療機関名	住所	電話番号	ヒブ	小児用肺炎球菌	B型肝炎	四種混合	二種混合	不活化ポリオ	BCG	MR	水痘	日本脳炎	子宮頸がん	高齢者肺炎球菌
いりえ小児科	貴船 1-11-6	932-9600	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うみ小児科医院	宇美 5-9-28	410-2728	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おかべ小児科クリニック	光正寺 1-1-18	933-7161	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡部病院	明神坂 1-2-1	932-0025	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おがわクリニック	四王寺坂 1-29-5	933-0758												○
加来循環器科内科医院	原田 1-1-14	932-8870												○
粕屋南病院	神武原 6-2-7	933-7171												○
神武医院	桜原 2-22-1	932-0188			○	○	○	○		○	○	○	○	○
中西内科クリニック	宇美 4-1-3	934-0703												○
古川整形外科医院	宇美 5-3-10	932-0050												○
山崎産婦人科小児科医院	宇美中央 1-2-13	933-8000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
こやま内科クリニック	光正寺 2-6-2	410-0127												○

※町外の医療機関については、当該医療機関または下記へお問い合わせください。

問い合わせ 健康づくり課 健康推進係(うみハピネス内) ☎933-0777

5月から特定健康診査が始まります!

宇美町国民健康保険加入の方は、医療機関で受ける個別健診が5月から受診できるようになりました。(特定)健康診査とあわせて、がん検診を受診することができます(集団健診のみ)。
※協会けんぽ加入の方で特定健康診査をお申込みの方は、協会けんぽから連絡する場合があります。

▶詳細は、3月号広報の折込リーフレットをご確認ください!

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

後期高齢者医療制度の保険料について

平成30・31年度の保険料率が決まりました

	H28・29年度	H30・31年度	増減
均等割額	56,085円	56,085円	据え置き
所得割率	11.17%	10.83%	0.34ポイント減
賦課限度額	57万円	62万円	5万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

保険料の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等(※注1)に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額	=	均等割額	+	所得割額
年額 10円未満切捨		56,085円		[総所得金額等(※注1) - 33万円] × 10.83%(所得割率)

※注1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

平成30年度の保険料軽減措置

●世帯(※注2)の所得額などに応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	軽減の基準(同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(※注3)の合計額で判定)
9割軽減	5,608円	33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない
8.5割軽減	8,412円	33万円以下
5割軽減	28,042円	(33万円 + 27万5千円 × 被保険者数)以下(※注4)
2割軽減	44,868円	(33万円 + 50万円 × 被保険者数)以下(※注4)

※注2 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる方、県外から転入された方などはその時点)が基準となります。
※注3 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。
※注4 平成30年度も軽減対象の拡充が実施されています。

●後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険(※注5)の被扶養者であった方

軽減割合	軽減後の保険料(年額)	※注5
5割軽減(※注6) (所得割額はかかりません)	28,042円	社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。 ※注6 均等割額の軽減が所得により9割軽減、8.5割軽減に該当する方は、それぞれ9割軽減、8.5割軽減が優先されます。

保険料額の通知について

保険料額の詳細は、7月に郵送予定の「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

問い合わせ 住民課 国保医療係 ☎934-2241 または 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111

みんなを守る 119 平成30年度 第1回甲種防火管理新規講習受講案内

問い合わせ 粕屋南部消防組合消防本部 予防課危険物係(志免町大字田富170番地) ☎935-1167 HP <http://www.kasuyanambu-shobo.jp/>

▶日時 6月7日(木)・8日(金)の2日間
1日目:10時～17時 2日目:10時～16時
※両日とも9時20分から受付開始

▶申込期間 5月14日(月)～6月5日(火)
8時30分～17時(土・日・祝日を除く)

※会場の都合により60名になり次第締め切ります。

▶講習会場 粕屋南部消防組合消防本部 4階 研修室
▶受講料 5,000円((テキスト代含む))

▶申込方法 以下のものを予防課危険物係に提出してください。
①講習申込用紙:予防課危険物係、南部消防署、中部消防署にあります。ホームページからもダウンロード可。要押印。
②受講料:5,000円
③写真1枚:縦3cm・横2.5cm。写真は6か月以内に撮影された正面、無帽、無背景の上半身像で、裏面に氏名を記入。→受付時撮影可(無料)
④本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなどの提示)
⑤修了証などの写し
⑥講習科目の一部を免除される方のみ(消防設備点検資格者免状取得者、自衛消防業務講習修了者)

